

津軽広域水道企業団パートタイム会計年度任用職員(浄水補助)募集要項

浄水場の施設維持管理（屋外作業）に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

1. 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
パートタイム会計 年度任用職員 (浄水補助)	【雇入れ時】 浄水場内外の設備、 機械等の運転、維持 管理の補助業務 【変更の範囲】 変更なし	1 人	令和 8 年 4 月 1 日

2. 応募資格
- ・地方公務員法第 16 条の欠格条項（次のアからウ）に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・高卒以上。
 - ・普通自動車運転免許を取得している
 - ・パソコン操作ができること（エクセル・ワード）。

3. 雇用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。なお、最初の 1 か月は条件付採用期間となります。
- ※以降、本人の勤務状況等により令和 11 年 3 月 31 日まで契約更新可能（年度更新）。更新満了後に、本人が再度応募することも可能。

4. 勤務場所、勤務時間等

勤務先	勤務場所	勤務時間等
津軽広域水道企業団 津軽事業部	【雇入れ時】 青森県黒石市大字 石名坂字姥懐 2 番 【変更の範囲】 変更なし	休 日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 勤務時間：週 30 時間勤務 9：00～15：45 休憩時間：45 分

5. 休暇 (1) 年次有給休暇：任用時に 10 日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）
- ・有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）

- ・無給（療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6. 給料等

- (1) 給料 月額 151,587 円～181,935 円
※再度の任用時に報酬が加算となる場合があります。
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2) 通勤手当 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1 か月当たり月額 150,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）
- (3) 期末手当 6 月と 12 月に関係規定に基づき支給
（在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）
- (4) 給与締切日 月末締め
- (5) 給与支払日 当月 21 日

- 7. 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

- 8. 受付期間 令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時まで。
※なお、郵送による場合は、令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

- 9. 応募方法 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を貼付の上、総務課総務係（津軽事業部 2 階）へ持参または郵送により提出してください。

- 10. 申込先 〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐 2 番地
津軽広域水道企業団 津軽事業部 総務課総務係

11. 選考方法

- (1) 第一次選考 書類審査を実施します。
審査結果は、令和 8 年 2 月 19 日（木）までに応募者全員に書面で連絡する予定です。
- (2) 第二次選考 令和 8 年 2 月 26 日（木）頃に個人面接を実施し、採用者を決定します。
第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した応募者に審査結果とあわせて通知する予定です。

- 12 服務 任用時に、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。
また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）

- 13. 問合せ先 津軽広域水道企業団 津軽事業部 総務課総務係
葛西、成田（電話 0172-52-6033）